

独立行政法人国民生活センターにおける科学研究費補助金の管理について

平成30年8月24日達第4号

(目的)

第1条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）における科学研究費補助金（以下「科研費補助金」という。）の管理に関して必要な事項を定め、もって、科研費補助金の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 科研費補助金の管理・運営についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び管理責任者が科研費補助金の管理・運営を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、科研費補助金の管理・運営についてセンター全体を統括する者として、総括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、総務部を所掌する理事をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 統括管理責任者を補佐し、科研費補助金の管理・運営にあたり、実質的な責任と権限を持つ者として、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総務部長をもって充てる。

3 管理責任者は、科研費補助金の予算執行管理を行うとともに、不正防止に努めなければならない。

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、科研費補助金の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた管理・運営体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

2 管理責任者その他の職員は、不正防止計画の実施を図らなければならない。

3 総括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況をとりまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、管理責任者その他の職員及

び研究者に対して改善を指導するものとする。

(執行状況の確認等)

第6条 管理責任者は、随時科研費補助金の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、管理責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(会計事務の準拠規程)

第7条 センターにおける科学研究費補助事業に係る契約及び旅費等の会計に関する取扱いは、別に定めるもののほか、独立行政法人国民生活センター会計規程（平成15年10月1日規程第10号）、同細則（平成15年10月1日達第38号）及び独立行政法人国民生活センター旅費規程（平成15年10月1日規程第13号）の規定に準じて取扱うものとする。

(相談窓口)

第8条 センターにおける科研費補助金の使用ルール・事務処理手続き等に関するセンター内外からの相談に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を総務部会計課に置く。

(通報窓口)

第9条 センターにおける科研費補助金の使用・管理に関する通報を受け付ける窓口を総務部会計課に置く。

2 通報窓口の長は、不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者又は統括管理責任者又は管理責任者へ報告しなければならない。

(通報内容に関する調査の決定)

第10条 最高管理責任者は、受け付けた通報に関し、調査を実施するかどうかについて、通報が到達した日から概ね15日以内に決定し、当該通報者に対し、その旨を通知するものとする。

2 最高管理責任者は、受け付けた通報に関し、調査を実施しないことを決定した場合は、前項の通知にその理由を付記するものとする。

3 最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に、科研費補助金配分機関（以下「配分機関」という。）に対して、受け付けた通報及び当該通報に関する調査の要否について、報告しなければならない。

(調査委員会)

第11条 科研費補助金の使用に関して不正があった場合又はその疑いがある事案が生じた場合には、科学研究費補助金調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、必要な調査を行うものとする。

2 調査委員会の構成その他必要な事項は別に定める。

(調査中における一時的措置)

第12条 最高管理責任者は、調査実施の決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る科研費補助金の支出を停止することができる。

(調査結果の報告)

第13条 最高管理責任者は、通報がセンターに到達してから210日以内に、配分機関に対して、調査委員会の作成した調査結果報告書又は調査中間報告書を報告するものとする。また、最高管理責任者は、当該調査結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定されたと調査委員会より報告を受けた場合は、速やかに配分機関へ報告しなければならない。

3 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関へ提出するものとする。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第14条 最高管理責任者は、必要があると認めるときは、不正行為を行ったと認められる研究者に対して、科研費補助金の全部又は一部の使用の禁止を命ずるものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為を行ったと認められる役職員等及び不正行為に加担したと認められる役職員等に対し、独立行政法人国民生活センター就業規程(平成15年10月1日規程第3号)第40条の規定による懲戒その他の処分を行うものとする。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会において不正が行われたと認定したときは、速やかに、不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容、調査方法及び結果の概要を公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査委員会において不正が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。

(雑則)

第16条 この決定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この達は、平成30年8月24日から施行する。